

埼玉西部漁業協同組合共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉西部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
さで網	間口1m未満
四つ手網	長辺1.5m未満
投網	円周20m未満
やす突	船舶を使用しない。
釣り	道糸2本以内

3 11月1日から翌年7月31日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

4 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

5 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	6月15日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで、ただし、にじますは1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
越辺川（坂戸市沢木、関越自動車道橋から坂戸市東和田、樋の口橋上流赤城堰までの区域）	1月1日から 12月31日まで
鳩川（鳩山町石坂、重郎橋上流200mから下流200mまでの区域）	
越辺川（鳩山町今宿、今川橋上流200mから下流200mまでの区域）	
越辺川（毛呂山町川角、大類堰から上流250mまでの区域）	
越辺川（毛呂山町西戸、西戸堰から上流200mまでの区域）	
越辺川（越生町如意、如意堰から上流150mまでの区域）	
麦原川	
竜ヶ谷川	
三滝川、顔振川	
高麗川（坂戸市浅羽、関越自動車道橋から坂戸市栗生田、栗生田堰までの区域）	

高麗川（坂戸市四日市場、東武越生線鉄橋から坂戸市森戸、森戸橋下堰までの区域）	
高麗川（坂戸市多和目、城西大学下多和目三号堰から上流1000mまでの区域）	
高麗川（日高市新堀、金剛寺淵上流100mから下流100mまでの区域）	
高麗川（日高市高麗本郷、日向公会堂前から日高市台、鹿台橋下流堰堤までの区域）	
高麗川（飯能市坂石、坂石橋から吾野駅前橋までの区域）	
高麗川（飯能市吾野、北川合流点から上流の区域）	
権現川、久通川、花桐川、大蔵山川、入西沢、タツマ谷	
長沢川、風影入、八徳谷、高山沢	
北川、入谷入、高畑川、空竜谷、藤原谷、岩井沢	
大谷木川	
阿諏訪川	
毛呂川	
桂木川	
高麗川（飯能市白子、東橋から日高市横手、諏訪橋までの区域）	6月15日から8月14日まで
高麗川（飯能市吾野、北川合流点から間野、畑井堰堤までの区域）	

（全長制限）

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その納付場所は、埼玉西部漁業協同組合組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費

税等」という。)を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとし、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金 (円)
甲 種	全魚種	さで網、四つ手網、 投網、やす突、釣り	1年	7,000
			1日	3,000 現3,500
		釣り	1日	1,500 現2,000
乙 種	全魚種、ただし、 あゆ、ます類を 除く		1年	4,000
			1日	500 現1,000

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。ただし、中学生はあゆ、ます類を除く魚種を釣り（リール釣りを除く）により遊漁する場合は無料とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚 種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金 (円)
全魚種、ただし、あゆ、 ます類を除く	釣り(リール釣 りを除く)	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（期間を1年とする遊漁承認証に限る）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 遊漁料の額

(5) 発行者名

(6) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章(記章)を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) その他必要な事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に埼玉西部漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。